

東局課二法 10 - 63
令和6年3月8日

一般社団法人 千葉県商工会議所連合会
会長 佐久間 英利 様

東京国税局課税第二部
法人課税課長 馬場 光徳

定額減税制度に関する源泉徴収義務者向けの相談体制等の周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年1月30日付文書「定額減税の源泉徴収税額からの控除に関する周知について（依頼）」において、国税庁ホームページの定額減税に関する特設サイトを御案内させていただいたところです。

この度、源泉徴収義務者向けの相談体制等の充実を目的として次の取組を実施いたしますので、各支部に対し、周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

- 給与支払者向け所得税定額減税コールセンターの設置
設置期間 令和6年3月1日～令和6年7月末日
電話番号 0570-02-4562
9：00～17：00（土日祝日除く）
- 給与支払者向け定額減税説明会の実施（各税務署主催）
開催期間 令和6年3月下旬～令和6年5月下旬
開催日程 国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」を確認してください。
- 制度解説動画の掲載
令和6年3月8日に国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」に掲載予定。

- 国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

QRコード



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

御不明な点につきましては、以下の連絡先までお問い合わせください。

(連絡先)

東京国税局 課税第二部 法人課税課

課長補佐

源泉所得税担当主査

(代表) TEL 03-3542-2111 (内線) 3025

佐藤 千恵子

植田 学